

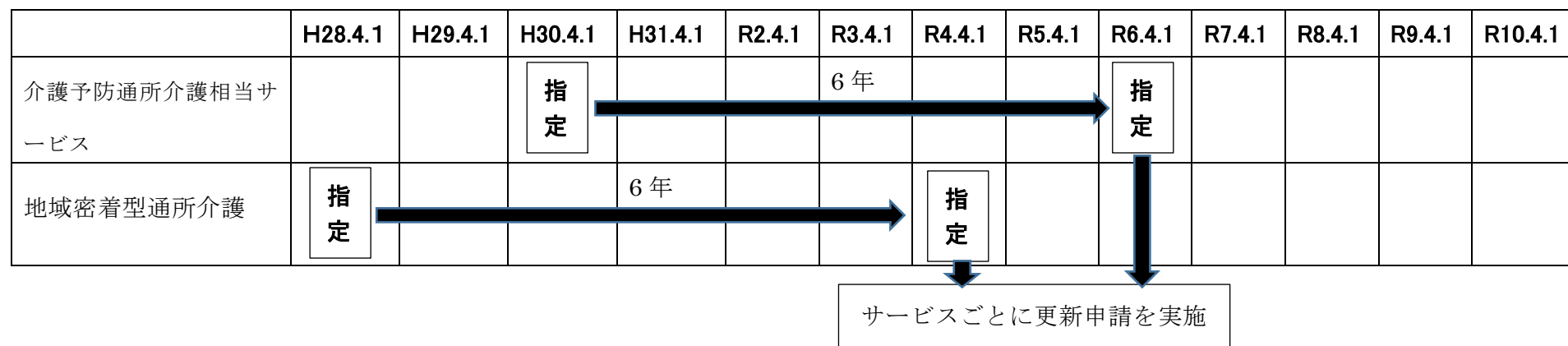
短縮例

介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定有効期間の短縮について

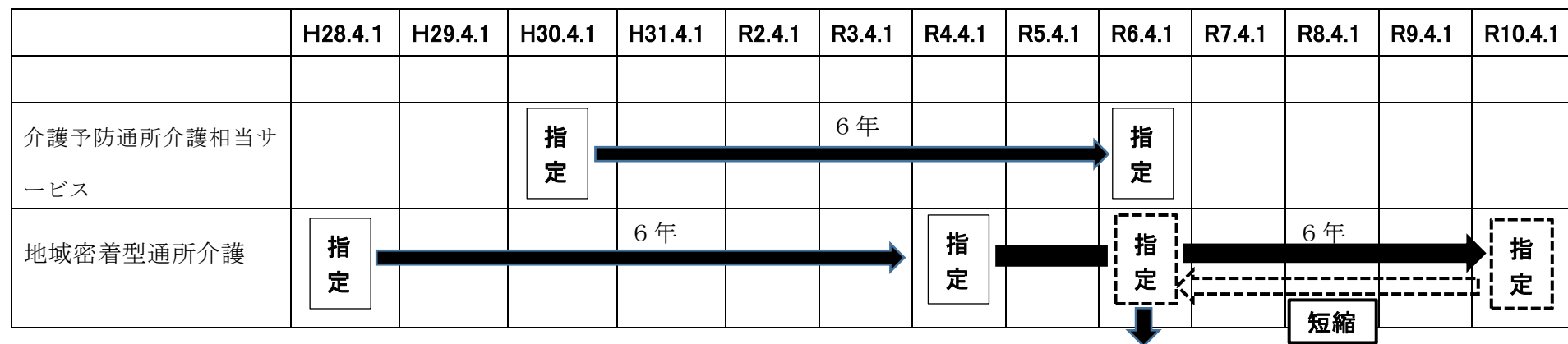
事業を継続するためには、6年ごとに指定の更新が必要ですが、同一所在地で行う同種のサービス事業者の指定有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行い、更新後の指定有効期限を合わせることができるとしています。

※指定権者が座間市以外の場合は、それぞれの指定権者に確認してください。

【例1-1】有効期間を短縮しない場合（座間市で通常のパターン）



【例1-2】地域密着型通所介護事業所の有効期限を短縮、介護予防通所介護相当サービスと同時の指定期限とする場合



地域密着型通所介護事業所がR4年に更新が行われているので、更新後の指定期間満了日を介護予防通所介護相当サービスの指定期間満了日に短縮する。これにより次回以降は同時の申請期日となる。